

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成29年4月28日提出

清水町長 阿部 一男

清水町中小企業近代化資金融資条例の一部を改正する条例

清水町中小企業近代化資金融資条例(昭和38年清水町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第1条中「育成振興および」を「育成振興及び」に、「円滑化をはかる」を「円滑化を図る」に改める。

第2条を次のように改める。

(融資の条件)

第2条 この制度による融資の条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町における中小企業の振興上必要、かつ、その事業が健全に育成されることが明らかなもの
- (2) 北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付す

することができるもの

第4条を次のように改める。

(融資の対象)

第4条 融資の対象は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する事業を営む者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項第1号及び第4号に規定する事業協同組合及び企業組合とする。

2 前項に規定する者は、町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいるものとする。ただし、遊興娯楽の不急業種は対象としない。

3 融資対象は、前2項の規定に該当し、かつ、納期到来の町税を完納しているものとする。

第2章の章名を削る。

第6条第1項第1号中「500万円以内」を「1,000万円以内」に改め、同項第2号中「5年以内」を「10年以内」に改め、同項第3号中「年率10%以内」を「指定金融機関との協議のうえ別に定める。」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 保証料 保証協会の定める額

第6条第1項第5号を削り、同条第2項第1号中「1,500万円以内」を「2,000万円以内」に改め、同項第2号中「6ヶ月据置元金均等割賦償還」を「元金均等割賦償還」に改め、同項第3号中「年率10%以内」を「指定金融機関との協議のうえ別に定める。」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 保証料 保証協会の定める額

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第4章の章名を削る。

第8条を第9条とする。

第3章の章名を削る。

第7条の見出し中「一部補給」を「補給」に改め、同条中「保証料」を「保証料の全額」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1

条を加える。

(貸付特例)

第7条 町長が、災害及び家畜伝染病対策その他やむを得ない理由により特別に認めた場合は、前条に規定するほか運転資金及び設備資金について、次のとおり貸付することができる。

- (1) 貸付金額 1,500万円以内
- (2) 貸付期間 10年以内（元金均等割賦償還）
- (3) 貸付利息 指定金融機関との協議のうえ別に定める。
- (4) 保証料 保証協会の定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の清水町中小企業近代化資金融資条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。